

21 飼料増産・安定供給対策

【令和7年度予算概算要求額 1,956（1,820）百万円】

＜対策のポイント＞

飼料生産基盤に立脚した持続的な畜産経営の推進に向けて、国産飼料の生産・利用拡大を図るため、**地域計画に基づく地域一体となった飼料生産の推進、青刈りとうもろこし等の生産・利用の推進、飼料生産組織の人材確保・育成等**の取組を支援します。また、飼料の安定供給を図るため、**飼料穀物の備蓄や配合飼料工場の事業再編に向けた調査、飼料輸送の効率化の実証等**の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 飼料自給率：25%→34%〔平成30年度→令和12年度まで〕
- 畜産農家への安定的な配合飼料の供給

＜事業の内容＞

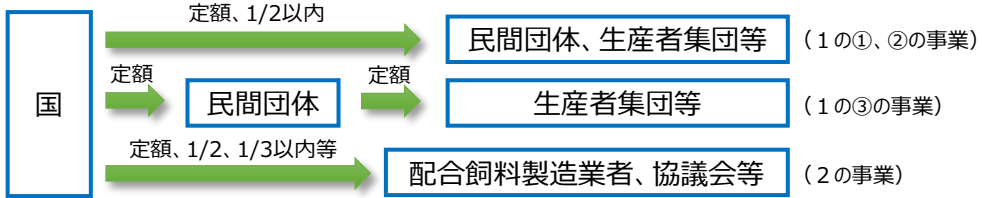
1. 国産飼料増産対策事業

- ① 飼料産地づくりの推進事業
全国推進協議会である「プラットフォーム」を構築し、シンポジウムの開催、アドバイザーの派遣等により**地域計画に基づく飼料産地づくり**を支援します。
- ② 国産飼料用とうもろこし等の生産技術実証
青刈りとうもろこしや子実用とうもろこし等の国内生産・利用を推進するための生産技術実証・普及等の取組を支援します。
- ③ 飼料生産組織の体制強化等支援事業
オペレーター確保のための**募集活動**や、**大型特殊免許**や**必要な技術資格の取得**、人材育成のための**研修**、**人員・機械の有効活用状況調査**を支援します。

2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

- ① 不測の事態に備え、配合飼料製造業者等が事業継続計画（BCP）に基づき実施する**飼料穀物の備蓄**や、関係者間の**連携体制の強化**、**輸入先国の多角化の検討等**の取組を支援します。
- ② **配合飼料工場の事業再編に向けた調査等**の取組を支援します。
- ③ **飼料輸送の効率化・標準化**に資する実証等の取組を支援します。

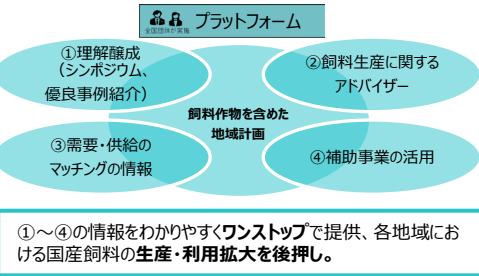
＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. 国産飼料増産対策事業

① 飼料産地づくりの推進事業



② 国産飼料用とうもろこし等の生産技術実証



③ 飼料生産組織の体制強化等支援事業



2. 飼料穀物備蓄・流通合理化事業

- **飼料穀物の備蓄**（1/3以内）
配合飼料製造業者等が実施する飼料穀物の備蓄の取組を支援
- **配合飼料の緊急運搬**（1/2以内、定額）
国内の災害時等に、配合飼料供給困難地域への緊急運搬を支援
- **関係者間の連携体制の強化や輸入の多角化の検討**（定額）
平時における関係者の連携体制の強化や輸入先国の多角化の取組を支援
- **配合飼料工場の事業再編に向けた調査等の取組**（定額）
事業再編に向けた検討会の開催や調査、計画策定の取組を支援
- **飼料輸送の効率化実証**（定額、1/2以内）
センサーやタンク蓋開閉装置等を用いた飼料の在庫・配送管理等の効率化実証等を支援



【お問い合わせ先】（1の事業）畜産局飼料課（03-6744-7192）
（2の事業）飼料課（03-3591-6745）

22 草地関連基盤整備<公共>

【令和7年度予算概算要求額 395,156（332,623）百万円の内数】

<対策のポイント>

草地に立脚した力強い畜産経営の展開を図るため、国産飼料の生産拡大や畜産主産地の形成に資する**基盤整備を推進**します。

<事業目標>

- 飼料自給率の向上（25%〔平成30年度〕→34%〔令和12年度まで〕）
- 飼料作付面積の拡大（89万ha〔平成30年度〕→117万ha〔令和12年度まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

- 1. 大型機械化体系に対応した草地整備**

大型機械による効率的な飼料生産を推進するため、**排水不良の改善や傾斜の緩和等の草地整備**を実施します。

〔【主な工種】 暗渠排水、起伏・勾配修正、草地の区画整理 等 〕
- 2. 泥炭地帯における草地の排水不良の改善**

効率的な飼料生産基盤を形成するため、土壌の特殊性に起因する地盤の沈下による**草地の湛水被害等に対処する整備**を実施します。

〔【主な工種】 整地、暗渠排水、排水施設 等 〕

飼料生産の基盤整備

<整備前>

排水性の悪い草地

急傾斜地

排水性や起伏条件の悪い草地

草地整備

暗渠排水

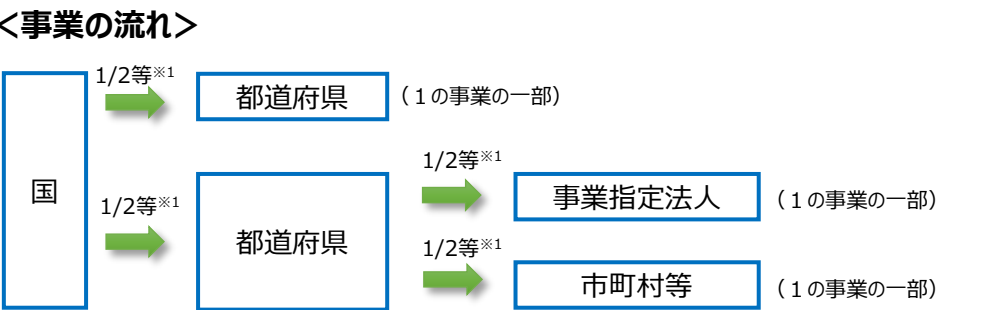
起伏・勾配修正

<整備後>

排水不良の改善

急傾斜地→緩傾斜地

良好な飼料生産基盤の実現



基盤整備による効果

飼料作物の収量増加

大型機械での効率的な収穫による生産コストの削減

酪農における生乳生産の省力化

飼料生産基盤の強化を通じた自給飼料の増加

※1 中山間地域において荒廃農地の整備、面的拡大等を図る場合に国費率を55%

※2 2の事業は直轄で実施（国費率3/4）

【お問い合わせ先】

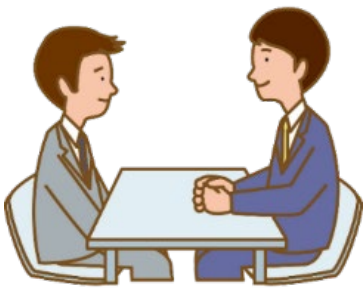
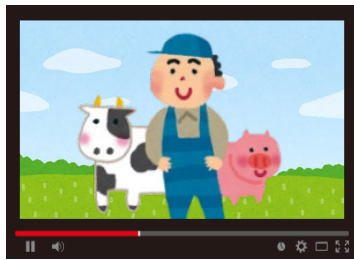
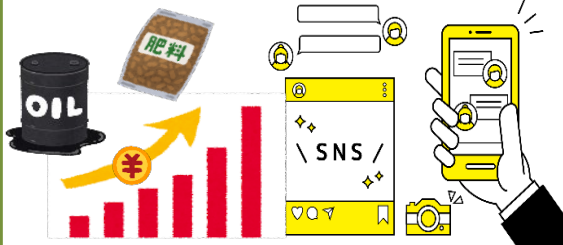
(1の事業) 畜産局飼料課	(03-6744-2399)
(2の事業) 農村振興局防災課	(03-3502-6430)

＜対策のポイント＞

原材料価格やエネルギーコストの上昇等による**食品の生産・製造・流通コストの上昇分の円滑な価格転嫁等**に向けて、**合理的な費用が考慮される価格形成の仕組み構築及び消費者への理解醸成**を図ることにより、価格転嫁を進める関係者を後押しします。

＜事業目標＞

消費者等の理解醸成を図り、関係者が価格転嫁を進めやすい環境を整備

＜事業の内容＞	＜事業イメージ＞
1. 合理的な価格形成に向けたコスト等に関する調査等 ① 食料の持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した価格形成の仕組みの構築に向け、コスト指標の作成や消費者理解醸成を促進するため、農産物や食品を対象に、食料システムの各段階のコスト構造や取引価格等の調査等を行います。 ② 生産・製造・流通コストの上昇分の価格転嫁の状況、価格交渉や契約における課題等について、食料システム関係者に対する聴取等により取引実態調査等を行います。 2. 消費者等の理解醸成のための広報 円滑な価格転嫁に向けて、食料の持続的な供給の必要性とともに、食料の生産・製造・流通に関わる実態、コスト構造やその背景事情等についての広報コンテンツの充実等により、消費者・事業者の理解醸成を図ります。 さらに、食料システムの各段階別の価格形成の実態（コストの見える化）や持続性確保に向けた社会課題に係るコスト負担についての広報を行います。 ＜事業の流れ＞ 国 委託 民間団体等	1 合理的な価格形成に向けたコスト等に関する調査等  ① コスト構造や取引価格等の調査等 ② 価格転嫁状況等の取引実態に関する調査等 2 消費者等の理解醸成のための広報  食料の生産・製造・流通に関わる実態、コスト構造やその背景事情等の情報発信

24 物流革新に向けた取組の推進

<対策のポイント>

物流の標準化（標準仕様のパレット導入等）、デジタル化・データ連携、モーダルシフト等の取組、物流の効率化やコールドチェーン確保等に必要な設備・機器等の導入、中継共同物流拠点の整備等を支援します。

<政策目標>

物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

<事業の全体像>

1. 持続可能な食品等流通総合対策事業 【3,200（150）百万円】

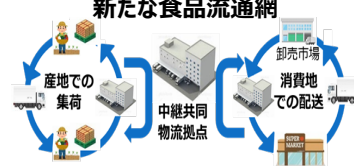
① 物流生産性向上推進事業
物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等に必要な**実装**や、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。また、産地や業界等の課題の状況に応じ、物流の専門家等を派遣する**伴走支援等**を行います。

② 中継共同物流拠点施設整備事業
新たな食品流通網の構築に必要な**中継共同物流拠点の整備**を支援します。

標準仕様パレットでの輸送



新たな食品流通網

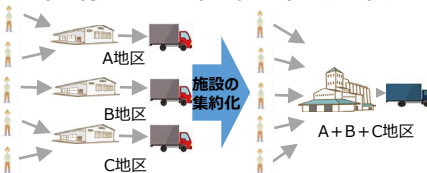


2. 強い農業づくり総合支援交付金 【20,200（12,052）百万円の内数】

① 産地基幹施設等支援タイプ
産地の**集出荷体制の合理化**に必要な**集出荷貯蔵施設等の整備**や、パレットの規格統一化に対応した**パレタイザー導入に係る施設の改修等**を支援します。

② 卸売市場等支援タイプ
物流の効率化、コールドチェーンの確保等を図る卸売市場や積載率向上等に資する**共同物流拠点の整備・機能強化**を支援します。

集出荷施設等の整備による共同輸送の促進



卸売市場の定温施設



3. 持続的生産強化対策事業 【16,584（14,753）百万円の内数】

① 時代を拓く園芸産地づくり支援
加工・業務用野菜産地における物流合理化に資する**大型コンテナの導入**や**予冷库の利用**等、新たな生産・流通体系の構築等を支援します。

② ジャパンフラワー強化プロジェクト推進
花き流通の効率化に資する**標準規格のパレット・台車の導入**、**出荷箱規格の統一**、**受発注データのデジタル化**などの検討や実証試験の実施等を支援します。



大型コンテナや予冷库の導入 台車や効率的な流通規格の導入

【お問い合わせ先】

（1、2 ②の事業） 大臣官房新事業・食品産業部食品流通課

（2 ①の事業） 農産局総務課生産推進室

（3の事業） 園芸作物課

（03-3502-5741）

（03-3502-5945）

（03-6744-2113）

＜対策のポイント＞

我が国の物流における輸送力不足という構造的な課題に対処しつつ、新たな基本法の下での国民一人一人の食料安全保障を確立するため、多様な関係者が一体となって取り組む①物流の標準化、デジタル化・データ連携、モーダルシフト、ラストワンマイル配送等の取組、②物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入、③中継共同物流拠点の整備への支援等を行うことにより、遠隔産地の負担軽減を進めるとともに、若手や女性トラックドライバーも継続的に従事可能な農林水産品・食品の流通網を構築し、将来にわたって持続可能な食品流通を実現します。

＜事業目標＞

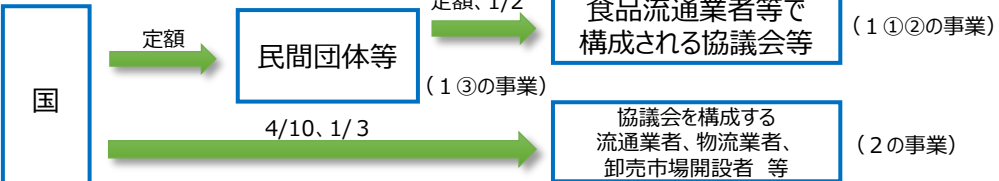
物流の効率化に取り組む地域を拡大 等

＜事業の内容＞

1. 物流生産性向上推進事業1,200（150）百万円
- ① 物流生産性向上実装事業
- 物流の標準化（パレット、外装等）、デジタル化・データ連携（伝票の電子化、トラック予約システム等）、モーダルシフト（船舶による農林産品共同輸送等）、ラストワンマイル配送等の取組を支援します。
- ② 物流生産性向上設備・機器等導入事業
- 物流の標準化、デジタル化・データ連携等の効果をより発現するため、物流の自動化・省力化・品質管理に必要な設備・機器等の導入を支援します。
- ③ 推進事業
- 関係事業者に対し、本事業を活用した物流改善の提案を行い、関係者による協議会の設置や事業実施に当たっての指導・助言を行うとともに、優良事例の発信を支援します。また、産地や業界等の課題の状況に応じて物流の専門家等を派遣する伴走支援等を行います。

2. 中継共同物流拠点施設整備事業2,000（－）百万円
- 新たな食品流通網の構築に必要な中継共同物流拠点の整備を支援します。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】（1の事業）大臣官房新事業・食品産業部食品流通課物流生産性向上推進室（03-6744-2389）
（2の事業）卸売市場室（03-6744-2059）

＜事業イメージ＞



食品流通拠点整備の推進（強い農業づくり総合支援交付金の一部）

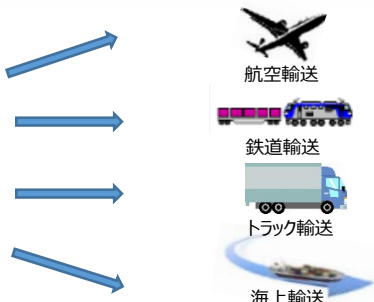
【令和7年度予算概算要求額 20,200（12,052）百万円の内数】

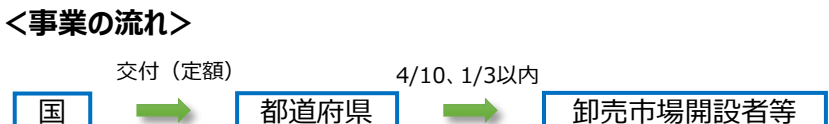
<対策のポイント>

卸売市場の物流機能を強化し、将来にわたって生鮮食料品等の安定供給を確保するため、物流の標準化やデジタル技術等の活用による業務の効率化・省力化、防災・減災への対応を図り、幹線輸送、有機農産物や小口需要対応、輸出拡大の拠点となり得る卸売市場施設等の整備を支援します。

<事業目標>

- 物流の効率化に取り組む地域を拡大
- 流通の合理化を進め、飲食料品卸売業における売上高に占める経費の割合を削減（10%〔2030年度まで〕）等

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 卸売市場施設整備 生鮮食料品等の流通の確保のための機能の高度化、輸出拡大、防災・減災対策を実現するため、 ① 物流の効率化・自動化・省力化 ② 共同輸配送等に対応する物流機能の強化 ③ デジタル化・データ連携の強化 ④ 品質・衛生管理の高度化 ⑤ 分荷機能の強化 ⑥ 輸出先国までのコールドチェーン・衛生管理基準の確保 ⑦ 災害時の物資調達・供給拠点機能の強化 等に資する卸売市場施設の整備を支援します。	1. 卸売市場施設整備  全天候型で、左右どちらにも荷下ろし可能な中央通路  外気の影響を受けないドックシェルター  需要に対応した大小の定温施設   データ連携・デジタル化による業務の改善  自動搬送装置  加工処理施設  非常用電源
2. 共同物流拠点施設整備 物流効率化やCO2排出削減に資する共同配送・モーダルシフトのためのストックポイント等の共同物流拠点施設の整備を支援します。	2. 共同物流拠点施設整備  共同物流拠点 



25 買物困難者、経済的に困窮している者の食品アクセスの確保

【令和7年度予算概算要求額 1,585（250）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

買物困難者や経済的に困窮している者への多様な食料の提供に向けて、**地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくり、食品提供の質・量の充実等に向けたフードバンク・こども食堂等の取組、ラストワンマイル配送に向けた物流体制の構築等を支援します。**

＜事業目標＞

食品アクセス確保に取り組む地域の増加 等

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 食品アクセス総合対策事業

385 (100) 百万円

[1 ①について]

① 食品アクセス確保の推進に向けた体制づくり

円滑な食品アクセスの確保に向けて、**地域の関係者が連携して取り組む体制づくり**や、それに向けた**現状・課題の調査等**を支援します。

あわせて、相談窓口の設置等により、地域における課題解決のための取組を支援するとともに、食品アクセスの全国的な取組状況・実態の調査や先進的な事例の収集・活用等を通じて、取組の効果的な推進を図ります。

② 食品アクセス担い手確保・機能強化

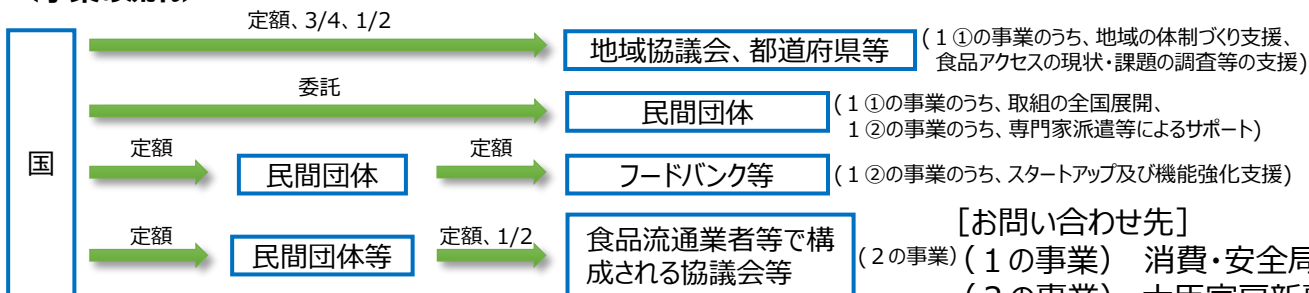
食品事業者からフードバンク等への寄附による未利用食品の取扱いの拡大に向けた専門家派遣等によるサポートを実施するとともに、地域における食品アクセスの担い手となるフードバンクやこども食堂等のスタートアップや、食品提供の質・量の充実等の機能強化に係る取組を支援します。

2. 持続可能な食品等流通総合対策事業のうち物流生産性向上推進事業

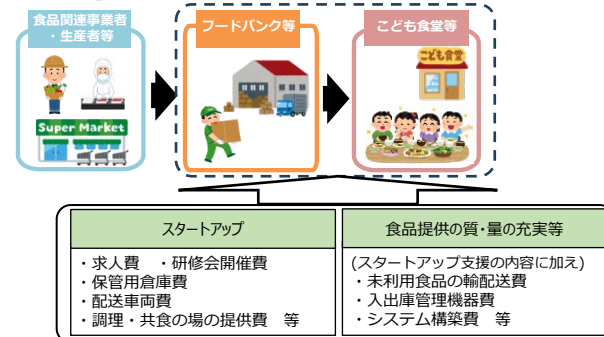
1,200 (150) 百万円の内数

食品流通事業者等の関係者が取り組む買物困難者の**食品アクセスの確保につながる取組の実装**のほか、ラストワンマイル配送等に必要な**設備・機器等の導入**を支援します。

＜事業の流れ＞



[1 ②について]



[2について]



26 2030年輸出 5 兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進

【令和 7 年度予算概算要求額 19,710（10,167）百万円】

<対策のポイント>

農業者及び食品産業の事業者の収益性の向上に資するよう海外の需要に応じた農産物の輸出を促進するため、**海外の規制・ニーズに対応した大規模輸出産地の形成、生産から販売までの一気通貫したサプライチェーンの連結強化、マーケットインによる海外での販売力の強化等**の取組を支援します。

<政策目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

<事業の全体像>

1. 生産・流通の転換による輸出産地の形成

- ・海外の規制・ニーズに対応した**生産・流通体系への転換**を通じた**大規模輸出産地**の形成・育成を支援します。
- ・**GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）**を活用した、産地・事業者への輸出診断や商流構築など**輸出熟度や規模に応じた伴走支援**、輸出拡大に向けた**人材育成・確保**等の取組を実施します。

- ・グローバル産地づくり推進事業
 - ・新基本法実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり総合支援交付金）
 - ・食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業
 - ・養殖業成長産業化推進事業
- 等

2. 海外における輸出支援体制の確立や輸出をけん引する戦略的サプライチェーンの構築

- ・主要な輸出先国・地域において、**輸出支援プラットフォーム**を通じ、未開拓の現地商流へのアプローチの強化など現地発の取組により、**輸出事業者等を包括的・専門的・継続的に支援**します。
- ・国内の**生産事業者と海外の現地販売事業者をつなぐ**、生産から販売までの**一気通貫した新たなサプライチェーンの構築**を支援します。

- ・輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業
 - ・サプライチェーン連結強化プロジェクト事業
- 等

3. 生産者・事業者が輸出や海外展開に取り組む土台となる環境の整備

- ・オールジャパンでの**輸出力強化**に向けて**認定品目団体**が行う**市場・規制調査**や**JETRO・JFOODOとの連携強化**、**非日系市場、未開拓の有望エリア**での新たな市場開拓等を支援します。
- ・規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化、輸出手続きの円滑化・利便性の向上、生産段階での**食品安全規制への対応強化**等の支援を実施します。

- ・マーケットイン輸出ビジネス拡大支援事業
 - ・輸出環境整備推進事業
- 等

<対策のポイント>
国内の生産基盤の強化や食料の安定供給体制の強化を図るため、海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換を通じた**大規模輸出産地の形成等**を支援するほか、GFPを活用した**伴走支援**、**輸出人材の育成・確保等**を支援します。また、**品目等の課題に応じた取組支援**を行います。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2 兆円〔2025年まで〕、5 兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 大規模輸出産地モデル形成等支援

輸出産地の育成を通じて国内生産基盤の強化を図るため、**地域の関係者が一体となって輸出の推進体制を組織化する取組**を支援します。また、当該推進体制の下、海外の規制・ニーズに対応するための**生産・流通体系への転換**に取り組む際の追加的なコストに対して**輸出が本格化するまでの間支援**するなど、**大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等**を複数年にわたり総合的に支援します。

※「フラッグシップ輸出産地」が更なる輸出拡大に向け新たな取組を行う場合は、補助上限額を引き上げて支援。

2. GFPを活用した伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援

輸出産地等の裾野を広げるため、GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）を活用した産地・事業者への輸出診断や商流構築など**輸出熟度や規模に応じた伴走支援等**を実施するとともに、多様な人材の輸出参画に向けて、人材育成機関等と連携した**輸出についての知見や輸出マインドを有する人材の育成**、関係省庁や民間団体と連携した**人材マッチングや情報発信等**を通じ、**輸出人材の確保等**を実施します。

3. 品目等の課題に応じた取組支援

事業者の輸出リスクに対応するため、融資への信用保証に係る保証料を支援するとともに（株）日本公庫からの融資に係る金利負担を軽減します。また、輸出拡大に向け、日本発の水産エコラベルの普及やJAS等の国際標準化、加工食品に係る日本発の規格・認証を活用した輸出のための環境整備等を支援します。

<事業の流れ>

国

民間団体等
委託

民間団体等・都道府県等

（公財）食品等流通合理化促進機構

（1の事業）
（2、3の事業の一部）
（3の事業の一部）
（3の事業の一部）

【大規模輸出産地モデル形成等支援】

○地域の関係者が一体となった輸出推進体制の下で、以下の取組を支援

生産面や集荷・流通面の転換

（生産面の転換）

輸出先国によって異なる検疫措置や残留農薬基準への対応
大規模な有機農業への転換やコスト低減のための新品種導入
耕作放棄地の活用や地域内生産者との連携による輸出用生産の拡大 等

（集荷・流通面の転換）

鮮度保持を確保した産地直送型集荷方法の確立
混載を前提とした集荷・流通体系の構築 等

大規模輸出産地のモデル形成

【輸出産地等の裾野を広げるための伴走支援、輸出人材の育成・確保等支援】

輸出診断、伴走支援

GFP交流イベント

人材育成等

（園場の視察）（GFP超会議の様子）（人材育成・情報発信）

【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2398）

26ー2 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち
サプライチェーン連結強化プロジェクト事業

【令和7年度予算概算要求額 250（－）百万円】

＜対策のポイント＞

新たな販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

1. プロジェクト計画作成等支援

生産から現地販売まで一気通貫した新たなサプライチェーン（規制の厳しい新たな輸出先国・地域での商流や、参入が難しい現地系商流（非日系）など）を確立するため、国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアム※1が行う、新たなサプライチェーンの構築に当たっての課題解決のための具体的方策を含めたプロジェクト計画づくり等を支援します。

※1 フラッグシップ輸出産地を含むコンソーシアムには採択に際して優遇

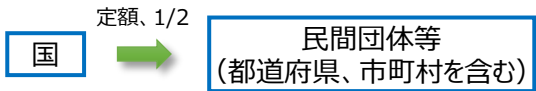
2. サプライチェーンの課題解決実証支援

1.の計画の下、コンソーシアムが行う、

- ① 現地ニーズに対応するための輸出産地・事業者連携（複数品目の品揃え、ロット確保）による国内集荷体制の構築
- ② 現地での冷蔵・冷凍倉庫の確保をはじめとした海外物流体系の構築
- ③ 現地販売店での棚の確保やそれを活用した現地消費者向けのプロモーション

など新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援します。

＜事業の流れ＞



※2 サプライチェーンの構築に必要な機器等導入費用については1/2補助

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6738-7897）

26ー3 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち

食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業【令和7年度予算概算要求額 152（152）百万円】

<対策のポイント>

食品製造事業者等が行う輸出先国等の規制・条件（食品衛生、ハラール・コーシャ等）に対応した**施設の新設及び改修、機器の整備**を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 施設等整備事業

加工食品等の輸出拡大に向け、輸出先国等の求める基準・条件等の規制に対応するため、**製造・加工、流通等の施設の新設（掛かり増し経費）及び改修、機器の整備に係る経費**を支援します。

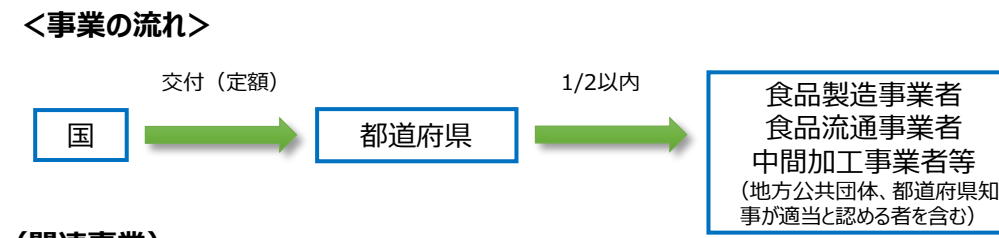
① 輸出先国等の政府機関が定める、HACCP等の要件に適合する施設の認定取得に必要な施設・設備

② ISO、FSSC、JFS-C、有機JAS等の認証取得に必要な施設・設備

③ 検疫や添加物等の規制に対応した製品の製造に必要な施設・設備

2. 効果促進事業

施設整備と一体的に行い、その効果を高めるために必要な**コンサルティング費用等の経費**（効果促進事業）を支援します。



(関連事業)

食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通再編合理化施設整備事業等

2,614（2,415）百万円の内数

① 畜産農家・食肉処理施設・食肉流通事業者の3者で組織する**コンソーシアム**による**食肉の流通構造の高度化・輸出拡大を図るための計画策定等を支援**します。

② **食肉処理施設の再編に必要な施設整備、機械導入等を支援**します。

③ 輸出ニーズに対応するため、**食肉処理施設における高度な加工処理設備や省力化設備の整備、加工機能の一部外部化等を支援**します。



【お問い合わせ先】 輸出・国際局輸出支援課（03-6744-2375）

畜産局食肉鶏卵課（03-3502-5989）

<対策のポイント>
農林水産物・食品輸出本部の下で、輸出先国で講じられる規制等の調査・分析、施設認定・証明書発給等の輸出手続の円滑化、輸出先国が求める食品安全規制等に対する対応の強化など、輸出事業者が輸出に取り組むための環境整備を実施します。

<事業目標>
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 規制の緩和・撤廃に向けた協議の加速化485（510）百万円
政府間交渉に必要な科学的データの収集・分析、輸出障壁解消のための諸外国の高度かつ複雑な規則に関する調査・分析や影響評価等を実施します。

2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上162（162）百万円
証明書発行や施設の認定を行う都道府県、登録認定機関等における研修等による実務担当者の能力向上、人員の増強や検査機器の導入等を支援します。

3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化778（676）百万円
① 事業者による輸出先国の規制等へ取り組む対応として
ア 農畜水産物モニタリング検査及び検査法の確立
イ 国際的認証の取得、施設認定、輸出先国検査官の招へい、新たな規制等に対応するための検査、HACCPや規制への対応に係る研修等の開催等を支援します。
② 国際貿易の進展に伴う二枚貝の衛生管理方策の検証・普及を行います。
③ HACCP認定施設の認定・監視等を行います。
④ 二枚貝等の生産海域指定や輸出の制限要因克服のためのデータを収集します。
⑤ 農林水産物・食品製造等施設の登録規制への対応を行います。

<事業イメージ>

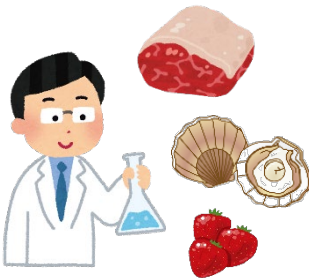
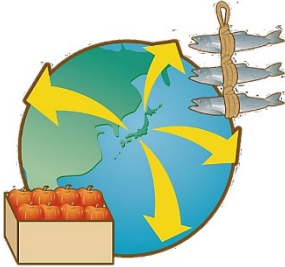
【1. 協議の加速化】

科学的データの収集・分析や規則の調査

【2. 輸出手続の円滑化、利便性の向上】

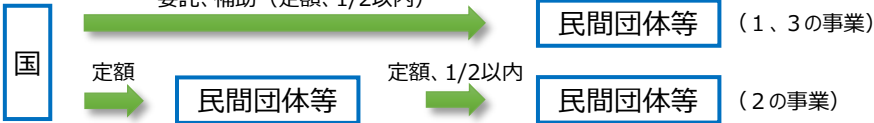
研修等による実務担当者の能力向上の支援

証明書発行業務の人員増強の支援

【3. 生産段階での食品安全規制等への対応強化】

農畜水産物モニタリング検査等の支援

国際的認証や施設認定の取得等の支援

HACCP認定施設の認定・監視等

<事業の流れ>



```
graph LR; A[国] -- "委託、補助（定額、1/2以内）" --> B[民間団体等] -- "(1、3の事業)"; A -- "定額" --> C[民間団体等] -- "(2の事業)"; C -- "定額、1/2以内" --> B;
```

【お問い合わせ先】 輸出・国際局規制対策グループ（03-6744-1778）

26ー 5 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち

輸出ターゲット国における輸出支援体制の確立強化事業【令和7年度予算概算要求額 230（190）百万円】

<対策のポイント>

主要な輸出先国・地域において、輸出支援プラットフォームを設置・運営し、未開拓の現地商流へのアプローチに加え、都道府県等のプロモーションのオールジャパンでの展開に向けた立案や伴走支援等、現地発の取組を通じて国内の輸出事業者等を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 輸出支援プラットフォーム推進事業230（190）百万円

海外現地において農林水産物・食品に特化した輸出促進を強化するため、主要な輸出先国・地域において、在外公館やJETRO海外事務所、JFOODO海外駐在員等を主メンバーとする輸出支援プラットフォームを設置・運営し、都道府県や品目団体等と連携しつつ、輸出事業者を包括的に支援します。

① 非日系をはじめとする未開拓の現地商流へのアプローチを強化

② 都道府県等様々な主体によるプロモーションについて、オールジャパンで効果的に展開するための立案や、商流に繋げるための伴走支援等を実施

③ 現地事業者との連携を強化し、販路開拓や日本食普及を推進

④ 輸出先国の規制、消費者の嗜好、ニーズなど現地発の有益な情報をカントリーレポートとして発信し、国内事業者への情報提供を実施

<事業の流れ>

国

委託

JETRO
日本台湾交流協会
日中経済協会

<事業イメージ>

主要な輸出先国・地域に輸出支援プラットフォームを設置・運営

輸出支援プラットフォーム（輸出先国における公的支援）

JETRO海外事務所

在外公館

JFOODO海外代表

ローカルスタッフ

継続的・専門的に支援

現地支援

現地のネットワーク構築

PF協議会

・ 現地法人

・ 現地食品事業者

・ 現地レストラン 等

我が国への還元

・ 国内へのトレンド情報提供

・ 新規規制情報の政府間協議への反映

・ 現地での効果的PR実施のための立案

①継続性 ②専門性 ③関係者間の連携 ④地域の主体性の確保

【お問い合わせ先】 輸出・国際局 海外連携グループ（03-3502-8058）

26ー6 2030年輸出5兆円目標の実現に向けた農林水産物・食品の輸出促進のうち

食産業の海外展開に係る戦略的サプライチェーンの強化【令和7年度予算概算要求額 215（187）百万円】

<対策のポイント>

農林水産物・食品の輸出に関連する事業者の海外展開を推進するため、各種の公的支援措置・優良事例に係る官民間及び企業間の情報交換、交流の一層の推進、経済構造分析などの調査等を実施します。また、海外での物流・商流等の拠点づくりのための民間企業の海外投資案件の形成を支援します。

<事業目標>

農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

<事業の内容>

1. 食産業の海外展開支援のための官民連携等の環境整備の推進

200（187）百万円

我が国食産業の海外におけるビジネス展開を支援するため、以下の取組を包括的に実施します。

① 海外ビジネス展開を図るための公的支援措置・優良事例に係る官民間及び企業間の情報交換、交流の推進

② 海外現地における戦略的なサプライチェーンの構築に向けた経済構造分析、各国の食品規制に係る法制度、政策動向等の調査の実施

③ 規制緩和等の働きかけを行う二国間対話の実施

2. 海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査への支援

15（－）百万円

海外での物流・商流等の拠点づくりを通じたサプライチェーンの構築に向け、農林水産物・食品の輸出拡大に関連する事業者が行う投資可能性調査に必要な経費を支援します。

<事業の流れ>

国

委託

民間団体等
(シンクタンク等)

(1の事業)

1/2以内

民間団体等

(2の事業)

<事業イメージ>

課題

食品の輸出のみならず、世界的なバリューチェーン全体を通じた海外需要を獲得するため、我が国食産業の海外ビジネス展開を戦略的に推進していくことが重要

事業内容

【食産業の海外展開支援のための官民連携等の環境整備の推進】

官民協議会による官民間及び企業間の情報交換、交流の推進等

海外現地でのサプライチェーンの経済構造分析等

規制緩和等の働きかけを行う二国間対話

企業の海外展開

【海外サプライチェーン構築に向けた投資可能性調査への支援】

倉庫などの海外での物流・商流等の拠点づくりのための海外投資案件形成に必要な投資可能性調査を支援

投資の実施



【海外の冷蔵・冷凍物流倉庫】

成果

■ 農林水産物・食品の輸出拡大、食料安全保障等への貢献

■ 海外需要の獲得を通じた我が国食産業の持続的な成長

【お問い合わせ先】 輸出・国際局 海外連携グループ（03-3502-8058）

＜対策のポイント＞
農林水産物・食品の輸出を促進するため、品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化、JETRO・JFOODOによる輸出先の多角化等に向けた商流構築及び海外消費者向け戦略的プロモーション、輸送リスク管理、日本食・食文化の普及を担う海外人材の育成等の取組を支援します。

＜事業目標＞
農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 品目団体輸出力強化支援事業 920（847）百万円
改正輸出促進法に基づき認定された農林水産物・食品輸出促進団体（いわゆる品目団体）等が行う業界全体の輸出力強化に向けた取組を支援します。
2. 戦略的輸出拡大サポート事業 1,496（1,383）百万円
輸出先の多角化・拡大を促進するため、
① JETROによる非日系市場、未開拓の有望エリア等の新規商流開拓・構築、輸出事業者への情報提供や伴走支援等の取組を支援します。
② JFOODOによるJETRO等と連携した海外消費者向け戦略的プロモーション等の取組を支援します。
③ 民間等による新規性・先進性ある分野・テーマの海外販路開拓の取組を支援します。
3. 品目団体等と連携した輸送リスク管理推進実証事業 66（－）百万円
品目団体や調査会社等が連携し、輸送中における腐敗や品質劣化等の事故要因となる温度や湿度の変化、衝撃値、包材や鮮度保持技術の活用状況等のデータ収集やリスク評価を行うなど、輸送リスク管理のための取組を実施します。
4. 輸出に取り組む優良事業者表彰事業 8（8）百万円
輸出に取り組む優れた事業者の表彰を行い、優良な取組を広く紹介します。
5. 日本食・食文化の魅力発信による日本産品海外需要拡大事業等 218（202）百万円
① 海外における日本食・食文化の普及を担う外国人料理人の育成や発信拠点となる日本産食材サポーター店の拡大等の取組を支援します。
② SAVOR JAPAN認定地域間の連携等の取組を支援します。

品目団体によるオールジャパンでの輸出力強化



戦略的輸出拡大サポート（JETRO・JFOODO）

日本食・食文化の普及



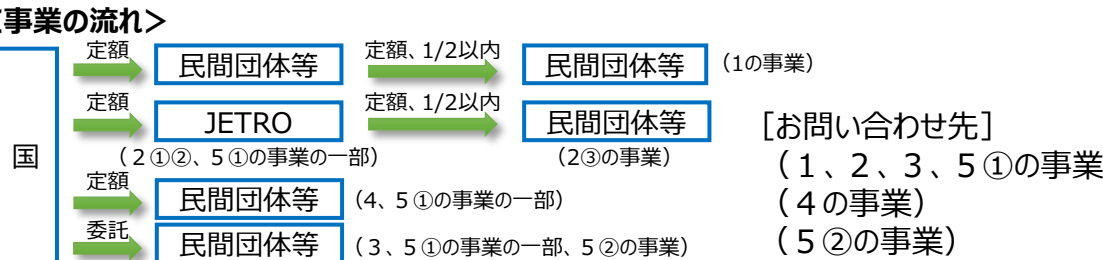
現地バイヤーとの商談会

現地小売店での日本産品の店頭プロモーション

外国人料理人への日本料理研修

輸出・国際局輸出企画課 輸出支援課 大臣官房新事業・食品産業部 外食・食文化課

(03-3502-3408) (03-6744-2398) (03-6744-2012)



27 植物品種等海外流出防止総合対策・推進事業

【令和7年度予算概算要求額 185（157）百万円】

＜対策のポイント＞

我が国優良品種の海外への流出・無断増殖を防止するため、品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策、植物検疫の対応等に係る経費を支援するとともに、在来種等の保存、品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化等を支援します。

＜事業目標＞

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 海外における育成者権の取得支援等

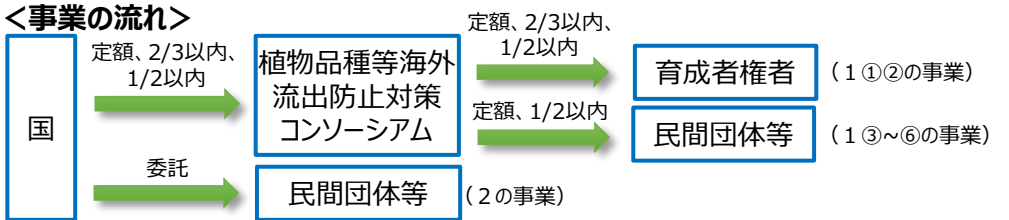
育成者権者や民間団体等による以下の取組を支援します。

- ① 海外出願
- ② 育成者権侵害対策
国内外の育成者権の侵害対策に向け、育成者権者が行う侵害疑義品の調査、権利行使に関する専門家への相談、防衛的許諾の活用等を支援します。
- ③ 植物検疫等対応準備
防衛的許諾に向け、当該国への種苗持ち込み時に、植物検疫で求められる無菌化された種苗の準備等の取組を支援します。
- ④ 種苗資源の保護
種苗生産の維持が困難である在来種（伝統野菜等）や優良品種の種苗資源の保存及び特性や遺伝子情報の評価等、遺伝資源保存活動を支援します。
- ⑤ 品種保護制度における特性調査・品種識別技術の高度化
品種登録審査や侵害立証における、遺伝子情報等を活用した精度の高い品種識別技術の開発・高度化等の取組を支援します。
- ⑥ 流通品種データベースの運用
登録品種から一般品種まで含めて、農業者等が流通名から容易に必要な情報を検索することができるデータベースの運用を支援します。

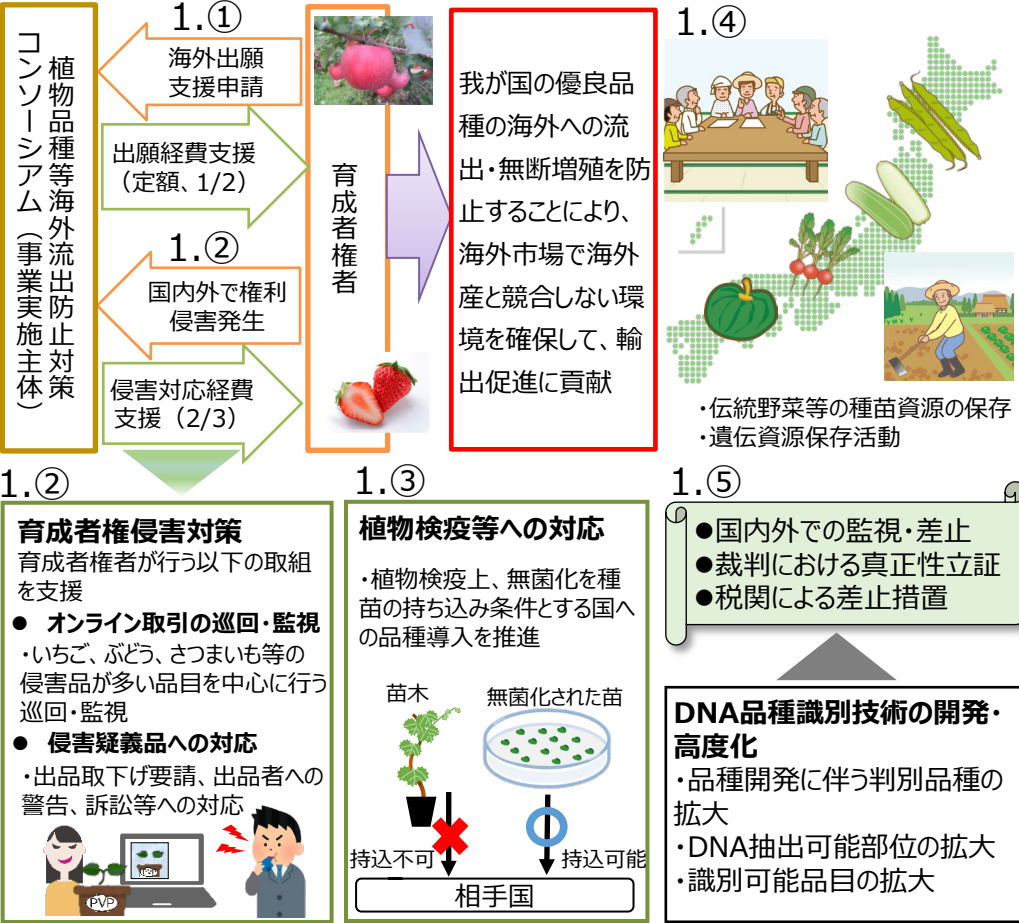
2. 育成者権保護のための環境整備

海外における品種保護に必要な技術的課題の解決や東アジア地域における品種保護制度の整備等、育成者権保護の環境整備に資する取組を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

＜対策のポイント＞

植物新品種の保護・管理を徹底するとともに、海外から許諾料を得て新品種の開発投資を促進するため、育成者権者に代わって行う海外への品種登録、侵害の監視や訴訟対応、海外ライセンス等の育成者権管理機関の取組を支援します。

＜事業目標＞

輸出重点品目の海外での1品種あたりの平均品種登録国数（2か国〔令和9年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. 海外ライセンス交渉加速化

海外ライセンス指針に則したライセンス契約の実現に向け、専門家の助言を受けて行う交渉加速化の取組等を支援します。

2. 海外育成者権管理事業

海外における育成者権の適切な管理と、国内農業振興や輸出戦略と整合する形で活用に向けた海外品種登録出願を支援します。

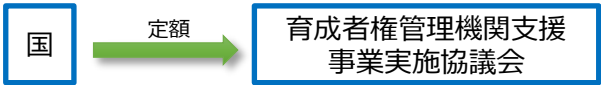
3. 国内外における侵害対応

無断栽培等の育成者権の侵害に対する証拠収集、警告、訴訟等の対応を支援します。

4. 国内育成者権管理事業

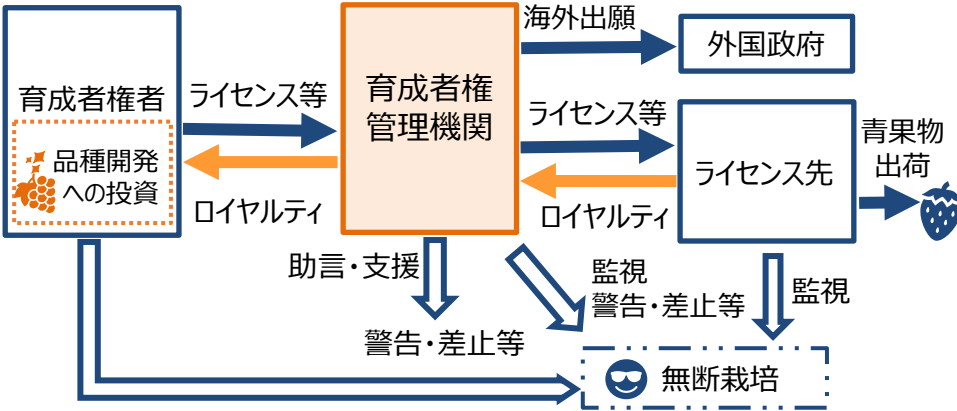
ライセンス契約の中心となる果樹苗木の管理を徹底するため、苗木の個体管理システムの導入実証や、厳格な苗木管理のためのリース方式の導入に向けた調査等を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

【育成者権管理機関の取組全体のイメージ】



【育成者権管理機関による国内の育成者権管理のイメージ】

ライセンス契約のニーズが見込まれる一方、海外流出リスクの高い果樹の苗木について、個体管理モデルの導入を実証



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6443）

＜対策のポイント＞

農業現場における戦略的な知財の保護・活用を進めるため、農業知財専門人材とのマッチング、助言や伴走支援を行うための総合支援窓口の整備を推進します。また、農業現場の知財意識の向上、農業知財専門人材の育成のほか、種苗業者の知財管理能力の向上に向けて支援します。

＜事業目標＞

輸出事業計画の認定輸出事業者における知的財産の保護・活用の実施率80%、相談対応件数1,000件〔令和11年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 農業知的財産保護・活用等支援事業

98（71）百万円

① 農業知財総合支援窓口の整備

農業現場と農業知財専門人材とをマッチングし、農業知財保護・活用に向けた実践的な相談対応を行うための窓口の整備を推進します。有望な案件については、専門家による伴走支援を行います。

② 知財人材の育成・確保

現場での農業知財の保護・活用が進むよう、
ア 農業現場に適したアドバイスができる専門人材の育成・確保
イ 農業・食品産業関係者全体の意識向上
を目的とする、研修セミナーの実施を支援します。
あわせて、種苗業者向け種苗管理プログラムの作成とその展開を推進します。

③ 品種流出等の情報収集、侵害対策・発信

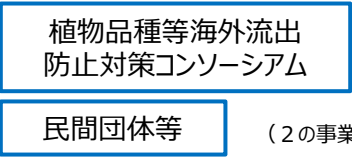
品種流出等の知財侵害状況、他国の知財制度等、権利取得や侵害対応に必要な調査を支援します。

2. 地理的表示模倣品等対策委託事業

28（36）百万円

国内外におけるGI名称等の不適正使用や模倣品の監視を行います。

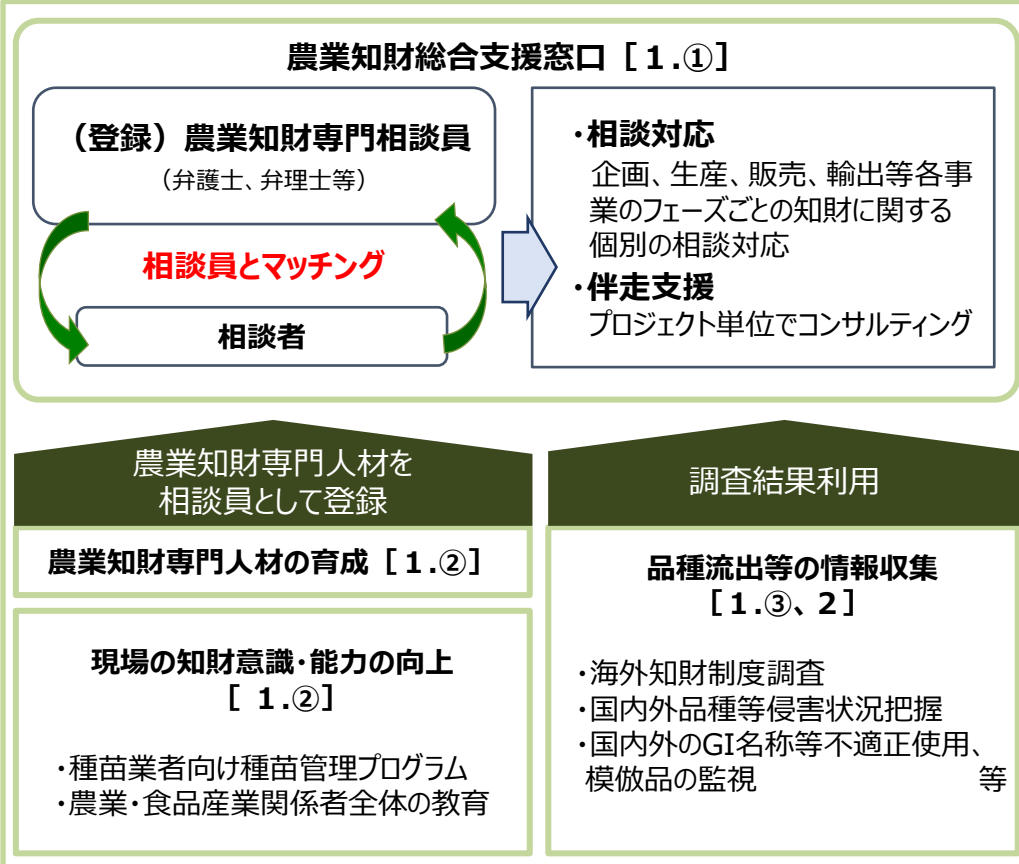
＜事業の流れ＞



（1.①～③の事業）

（2の事業）

＜事業イメージ＞



【お問い合わせ先】 輸出・国際局知的財産課（03-6738-6442）

＜対策のポイント＞

地理的表示（GI）保護制度の活用促進や輸出拡大のため、GI登録申請から登録後のフォローアップまでの一貫したサポート体制の構築、加工品や輸出を指向する多様な製品の申請拡大、GI産品販路拡大等のための取組を支援します。

＜事業目標＞

地理的表示産品の国内登録数の拡大（200産品〔令和11年度まで〕）

＜事業の内容＞

1. GI申請・活用相談、有望産品の掘り起こし

GIの申請を支援する窓口（GIサポートデスク）を設置します。
また、加工品や輸出を指向する多様な産品をGI申請に結びつけるためのサポート、GI産品を使用した加工品等の表示方法等、GI産品の活用に関する相談、GI名称の先使用期限の満了に向けた対応を支援します。

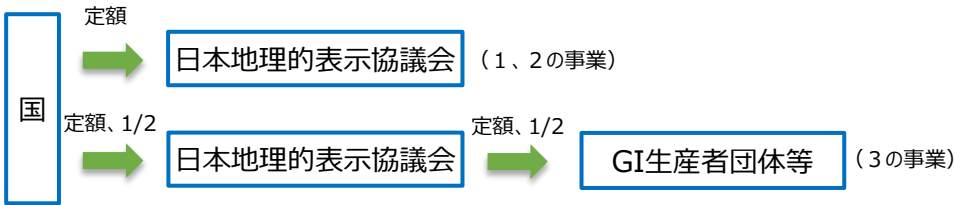
2. GI登録生産者団体支援

登録生産者団体が共同して行う、GI産品の販路拡大等のための取組を支援します。
また、他業種との連携等による販路拡大等に向けた研修会やシンポジウムの開催等を支援します。

3. 海外でのGI等申請・侵害対策支援

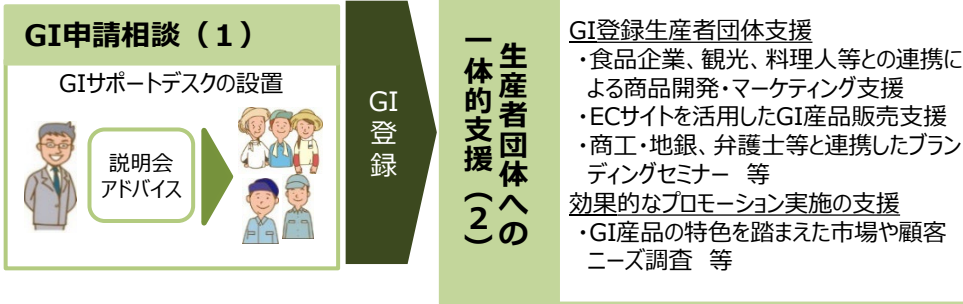
海外での知的財産権確立や地理的表示の不正使用等への対応を支援します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

申請から登録後までの一貫したサポート体制の構築、販路拡大等



海外へのGI等申請・登録支援、侵害対策支援

海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録支援（3）

・国内で登録されたGI産品の保護を推進するため、GI登録生産者団体等が行う海外へのGI申請・登録及び商標出願・登録を支援

海外での侵害対策支援（3）

・GI登録生産者団体等が行う侵害実態調査、差止請求等の対抗措置、模倣品排除のための取組を支援

31 国民理解の醸成

<対策のポイント>

食と環境を支える農林水産業・農山漁村に対する国民理解の醸成・行動変容を図るため、**新たな食料システムを支える優良事例の浸透や情報発信、地産地消の推進、農業体験の促進、食品安全に係るリスク低減や環境負荷低減の取組の「見える化」等**のほか、官民連携による食育活動の全国展開や地域での食育活動の推進、食文化の保護・継承のための普及活動等を推進します。

<政策目標>

- 食料自給率の向上
- 環境・人権等の社会的要求への配慮や食品の安全性向上の取組に対する消費者意識の向上 等

<事業の全体像>

1. 消費者等の理解醸成・行動変容推進		4. 事業者の食品安全に係るリスク低減の可視化	
消費者理解醸成・行動変容推進事業 101 (53) 百万円 国民理解の醸成・行動変容に向け、新たな食料システムを支える 企業等の優良な取組の表彰 、これらとの接点の場を設け、SNS等による情報発信を行います。		有害化学物質・微生物リスク管理総合対策事業 (食品の安全性向上に係る見える化推進事業) 229 (165) 百万円の内数 事業者等における 最新の科学的知見に基づく食品の安全性をより向上させる取組 や消費者への効果的な情報の伝え方等について情報収集・分析し、効果的な情報発信ツールを作成します。	
2. 農山漁村の魅力発信		5. 環境負荷低減の取組の「見える化」や J-クレジットを通じた行動変容促進・理解醸成	
農山漁村振興交付金 10,388 (8,389) 百万円の内数 学校等の施設給食における地産地消の推進、農業遺産地域の魅力発信、子ども農山漁村体験や都市農地を活用した 農業体験の促進等 を行います。		みどりの食料システム戦略推進総合対策のうち 食料システム全体での 環境負荷低減に向けた行動変容促進 3,500 (650) 百万円の内数	
3. 食育の推進と食文化の保護・継承		① 「みどりの食料システム戦略」に基づく環境負荷低減の取組のさらなる理解・活用促進 「みどりの食料システム戦略」の具体的な取組の認知拡大等を図るため、官民連携による戦略的な取組の露出拡大や消費者の行動変容に向けたインセンティブを充実します。	
① 食育の推進 ア 食育活動の全国展開事業 76 (65) 百万円 官民連携による食育の全国展開を図るため、 全国食育推進ネットワークの改組・拡充、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等 を行います。 イ 地域での食育の推進 2,269 (1,720) 百万円の内数 生産者と消費者との交流や学校給食における 地場産物活用 の促進など、 地域の関係者等が連携して取り組む食育活動 を推進します。		② 環境負荷低減の取組の「見える化」の充実 「見える化」の拡大のため、畜産物や花き等を対象とした評価手法の検討及び 実証販売等 を実施します。また、加工食品について自主的なカーボンフットプリントの算定に係る 実証 を実施します。	
② 食文化の保護・継承 持続可能な地域の食文化再構築支援事業 10 (―) 百万円 持続的な地域の 食文化の継承 に向けた体制づくりや、地域の 食文化の継承環境の整備 を推進します。		③ 農業分野のJ-クレジット創出の推進 J-クレジット創出拡大のため、 農業者等が取り組むプロジェクトの形成やクレジットの認証等 を支援します。	
お問い合わせ先]			
1の事業)	大臣房政策課食料安全保障室	(03-6744-2395)	(4の事業) 消費・安全局食品安全政策課 (03-6744-2135)
2の事業)	農村振興局農村計画課	(03-6744-2493)	(5の事業) 大臣官房みどりの食料システム戦略グループ地球環境対策室 (03-6744-2016)
3①の事業)	消費・安全局消費者行政・食育課	(03-6744-1971)	
3②の事業)	新事業・食品産業部外食・食文化課	(03-3502-5516)	

32 食育の推進と食文化の保護・継承

【令和7年度予算概算要求額 2,355（1,785）百万円の内数】

＜対策のポイント＞

官民連携による食育の全国展開を図るため、**全国食育推進ネットワークの改組・拡充、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等**を実施するとともに、**生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物の活用**のほか、**産学連携による効果的な食育の取組**など、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進**します。また、食文化の保護・継承を図るため、持続的な地域の**食文化の継承に向けた体制づくり**や、地域の**食文化の継承環境の整備**を推進します。

＜事業目標＞

第4次食育推進基本計画の目標の達成〔令和7年度まで〕

＜事業の内容＞

1. 食育の推進

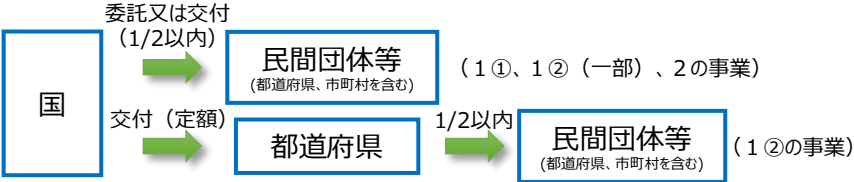
- ① 食育活動の全国展開事業 76（65）百万円
- 官民連携による食育の全国展開を図るため、**全国食育推進ネットワークの改組・拡充のほか、食育推進全国大会の開催や食育活動の優良事例の表彰等**を行います。**次期食育推進基本計画の作成・実施に向けた調査・普及啓発**を通じて、更なる食育の推進に取り組みます。
- ② 地域での食育の推進 2,269（1,720）百万円の内数
- 第4次食育推進基本計画の目標達成に向けて、**農林漁業体験機会の提供をはじめとする生産者と消費者との交流や学校給食における地場産物の活用**のほか、**産学連携による効果的な食育の取組**など、**地域の関係者等が連携して取り組む食育活動を推進**します。

2. 食文化の保護・継承

持続可能な地域の食文化再構築支援事業 10（一）百万円

地域が一体となって地域の食文化の振興を図る「**食文化継承モデル地域**」を選定し、地域の食文化の担い手間の連携強化や、現代の価値観や嗜好に合った形での郷土料理の提供体制の構築を図る取組等、**持続的な地域の食文化の継承に向けた体制づくり**や、地域の**食文化の継承環境の整備**を推進します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

食育の推進



食育推進全国大会や表彰等



生産者と消費者との交流会



産学連携型の食育授業の展開

食文化の保護・継承

● 地域の話し合いの場の創出



● 郷土料理等の価値向上

在来作物や地域の加工食品を活用した現代の価値観や嗜好にマッチした郷土料理等の創出



● 食文化の魅力を次世代に伝承する人材の育成



食育の推進、食文化の保護・継承

【お問い合わせ先】

(1の事業)	消費・安全局消費者行政・食育課	(03-6744-1971)
(2の事業)	大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課	(03-3502-5516)

33 地域の持続的な食料システム確立推進支援事業

【令和7年度予算概算要求額 310（－）百万円】

＜対策のポイント＞

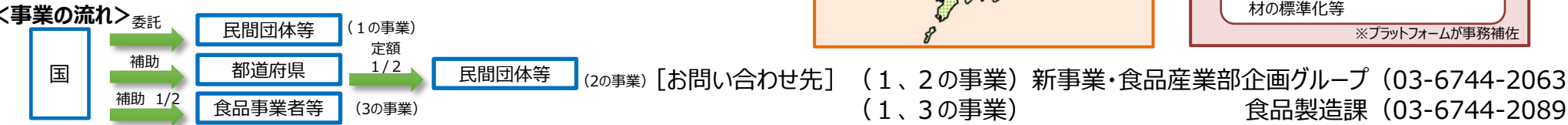
食品企業による持続的な食料システムの確立に向けて、「**地域連携推進支援プラットフォーム**」を創設し、地域の食に関わる産業を先導する**食品企業と農林漁業者を始めとする地域の多様な関係者の連携を促進し、新たなビジネスの創出等**を支援します。また、食品企業による**広域的な産地連携**や製造現場の**自動化、資材標準化等**による業界横断的な生産性向上の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 地域連携推進支援コンソーシアムで創出された新たなビジネス数（94件〔令和11年度まで〕）
- 食品企業と産地が連携したモデル的取組の創出数（9件〔令和9年度まで〕）

＜事業の内容＞

- 1. 持続的な食料システム確立に向けた推進支援体制の構築 78（－）百万円**
地域の食に関わる産業を先導する食品企業や農林漁業者等が参加するプラットフォームを設立し、専門家派遣のほか、**広域産地連携マッチング、モデル実証の形成等**を通じて、**食品企業と農林漁業者等が連携したコンソーシアムの取組**を支援します。
- 2. 地域型食品企業等連携促進事業 192（－）百万円**
- ① 地域食料システムプロジェクト推進事業
都道府県が、「**地域連携推進支援コンソーシアム**」を設置し、**食品企業と農林漁業者、関連業種等との連携強化を促進し、新しい食品ビジネスの創出等**を支援します。
 - ② 地域型協調領域実証
地域の食料システムの持続性向上に資する**地域の食品企業等の協調事例を生み出す取組**を支援します。
- 3. 広域/テーマ型食品企業等連携促進事業 40（－）百万円**
- ① 広域産地連携モデル支援
プラットフォームでのマッチングを通じ、**食品企業と産地の連携強化**を図り、原材料の安定確保や高付加価値化の**モデル的な取組**を支援します。
 - ② テーマ型協調領域実証
プラットフォームで形成された、**製造現場の自動化、資材標準化等**による業界横断的な**生産性向上の取組**について、横展開や実用化に向けて**モデル的に支援**します。



＜対策のポイント＞

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等の解決やフードテック等の新技術の活用による新事業の創出に向け、官民連携の場や協議会の運営による課題解決策の検討及び知見の共有、実態把握の調査や実証の取組の支援を行います。

＜政策目標＞

- 食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現（100%〔令和12年度まで〕）
- 農林水産物・食品の輸出額の拡大（2兆円〔令和7年まで〕、5兆円〔令和12年まで〕）

＜事業の内容＞

1. サステナビリティ課題解決支援事業 102（－）百万円

海外で議論が先行する食品産業をめぐるサステナビリティ課題（環境、人権、栄養）等について、官民が連携して個社で対応が難しい解決策の検討や知見の横展開等を図るため、以下の活動を行います。

①関係者が参画する官民連携の場の構築

②サステナビリティ課題等に関する調査・分析

2. フードテック支援事業 60（50）百万円

①フードテック官民協議会の運営委託・課題の調査

フードテック関連企業、有識者、投資家、行政等が参画する官民協議会の運営等により、フードテック等の新技術について、協調領域の課題解決や企業間連携・協業の促進等を行います。

②フードテックビジネス実証事業

食品事業者等による、フードテック等を活用したビジネスモデルの実証や、実証の成果の横展開を図るための情報発信等の取組を支援します。

3. 加工食品の国際標準化事業 11（9）百万円

食品添加物等の規制情報のフォローアップや、添加物の代替利用のための相談体制の整備や研修会の開催等を支援します。

＜事業の流れ＞

委託、補助（定額）

国

民間団体等（1、2①、3の事業）

民間団体等（2②の事業）

定額 1/2

＜事業イメージ＞

サステナビリティ課題に関する官民連携の場（サプライチェーン関係者等が参加）

セミナー・勉強会等による企業の取組推進

国際的なサステナブル関係のルール形成に係る情報提供

活用・連携

企業間検討体制の形成・活動支援

業界共通のサステナビリティ課題等の対応方向等の検討

サステナビリティ課題に関する調査・分析

実証の取組例

フードテックを活用したビジネスモデルの実証

3Dフードプリンターを活用した介護食

発芽大豆素材を用いたタコス

昆虫を活用した国産飼料

調査・活用促進の取組例

海外食品添加物規制早見表

早見表の情報更新等

・添加物の代替利用のための相談対応

・研修会の開催

【お問い合わせ先】

（1の事業）新事業・食品産業部企画グループ（03-6744-2065）

（2の事業）新事業・国際グループ（03-6744-7181）

（3の事業）食品製造課（03-6744-2068）

35 食品ロス削減・プラスチック資源循環対策

【令和7年度予算概算要求額 291（76）百万円】

＜対策のポイント＞

食品企業における未利用食品の供給体制の構築や商慣習の見直し、取組開示の推進等を通じた食品ロスの削減、農林水産業・食品産業でのプラスチック資源循環の取組を支援します。

＜事業目標＞

- 2000年度比で事業系食品ロス量を半減（273万トン〔2030年度まで〕）
- 海洋プラスチックごみによる追加的な汚染をゼロまで削減〔2040年まで〕

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 食品ロス削減総合対策事業

260（52）百万円

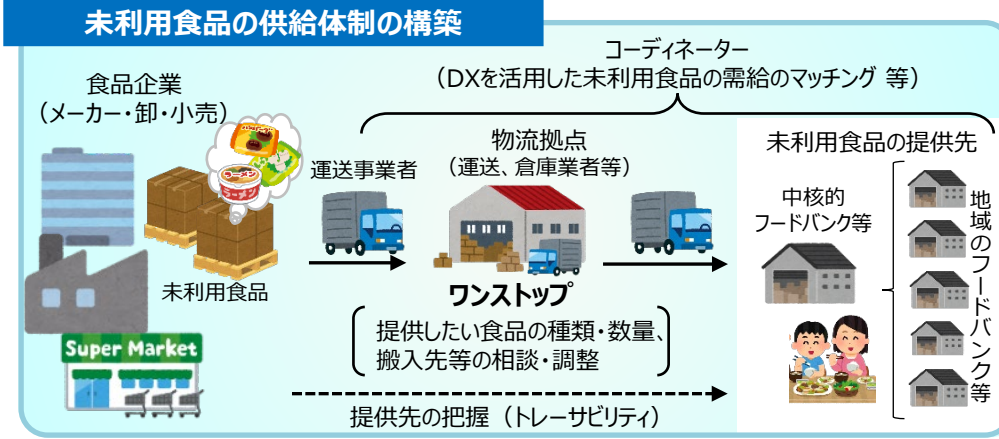
① 食品ロス削減等推進事業

食品企業における未利用食品の寄附促進につながる供給体制の構築に向けた検討・実証を支援するとともに、食品ロス削減効果が更に期待される取組として、AI等を活用した需要予測の高度化や、外食産業における食べ残しの発生抑制に向けた実証等を支援します。

また、食品ロス削減に向けた商慣習の見直し等の取組について、業界全体で横展開を図る活動を支援します。

② 食品ロス削減調査等委託事業

企業における食品廃棄物の発生抑制等の取組内容を公表する仕組みの構築に向けた調査を実施するとともに、食品ロス実態把握等のため食品関連事業者のデータベースの整備を実施します。



2. 農林水産分野における持続可能なプラスチック利用対策事業

31（25）百万円

食品産業における業界設計ガイドライン策定及び3R+Renewableの取組等や、消費者の環境に配慮した行動を促進する取組、漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組、農畜産業における廃プラスチックの排出抑制と循環利用の推進に向けた先進的事例調査、プラスチックを使用した被覆肥料に関する調査等の取組を支援します。

＜事業の流れ＞

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部外食・食文化課（03-6744-2051）

プラスチック資源循環の取組

食品産業

プラスチック資源循環の促進に必要な取組

- ・ 業界設計ガイドラインの策定
- ・ 3R + Renewableの取組
- ・ 消費者の環境に配慮した行動を促進する取組 等

漁業

漁業者等が連携した海洋プラスチックごみの資源循環の取組

農畜産業

農畜産業由来の廃プラの排出抑制・資源循環利用の推進に向けた調査・肥料被膜殻流出防止に向けた調査等

＜対策のポイント＞
令和7年3月までに地域計画が策定されることにより、**地域が置かれている状況や地域が抱える課題が見える化**されることから、地域計画に記載された**現場の状況**に応じた必要な取組を総合的に支援します。

＜事業の全体像＞

1.完成度の高い地域計画の実現に向けた支援	2.課題が見える化された地域計画の解決に向けた支援
10年後の担い手が明確化されており、担い手に農地を集積・集約化することへの合意が地域で概ね得られている地域計画 特別枠・優先枠の設定 ① 新基本法実装・農業構造転換支援事業（強い農業づくり総合支援交付金） 食料・農業・農村基本法の改正を踏まえ、必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援 ② 農地利用効率化等支援交付金のうち地域農業構造転換支援タイプ 地域計画の実現に向けた経営改善に取り組む場合、必要な機械・施設等の導入を支援 ③ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業（優先枠） 集落営農の連携・合併による収益力強化等を目指すためのビジョンづくり、その実現に向けた具体的な取組を総合的に支援 ④ 持続的生産強化対策事業のうち時代を拓く園芸産地づくり支援のうち国産野菜周年安定供給強化事業（地域計画優先枠） 加工・業務用野菜の契約栽培に必要な新たな生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等を支援 ⑤ 新規就農者育成総合対策のうち経営発展支援事業（地域計画早期実現支援枠） 就農後の経営発展のために、都道府県が機械・施設等の導入を支援する場合、都道府県支援分の2倍を国が支援 ⑥ 雇用就農総合対策のうち労働力確保体制強化事業（地域計画早期実現支援枠） 安定的な労働力の確保に向け、就労条件の改善や他産地・他産業との連携等の取組を支援 ポイント加算 ・ 持続的生産強化対策事業のうち果樹農業生産力増強総合対策のうち産地構造転換パイロット事業 ・ グローバル産地づくり推進事業のうち大規模輸出産地モデル形成等支援事業 ・ 飼料増産・安定供給対策	地域の農地が有効利用されるよう、将来の受け手不在の農地を解消し、少しでも完成度を高めていく必要がある地域計画 ※左の「完成度の高い地域計画」の区域でも活用可 【人：新規就農や第三者継承等への支援】 ① 新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金、経営発展支援事業 農業への人材の一層の呼び込みと定着を図るため、経営発展のための機械・施設等の導入支援、新たに経営を開始する者や研修期間中の研修生に対して資金を交付 ② 雇用就農総合対策 雇用就農の拡大に向け、労働環境整備等による労働力確保や、農業法人等による新規雇用等を総合的に支援 ③ 農業経営・就農支援体制整備事業のうち経営発展・就農促進委託事業 後継者を確保できない農業者の廃業を回避するため、第三者継承の支援体制を構築 ④ 持続的地域営農確保総合対策のうち集落営農連携等強化促進事業（左欄③と同様） 【農地：農地バンク等による遊休農地解消・担い手への貸付の支援】 ⑤ 農地中間管理機構事業のうち遊休農地解消対策事業 農地バンク等が遊休農地を解消し、担い手等に対して貸し付ける取組について支援 ⑥ 所有者不明農地等総合対策事業 都市在住の不在村地主等と現場の農業委員会等を結びつけることなどにより、所有者不明農地の発生防止やその活用を促進する取組を支援 ⑦ 新規就農者育成総合対策のうち農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業 受け手不在の農地に新規就農者を誘致するための体制づくり、誘致の実践、研修農場の整備を支援 ⑧ 機構集積協力金交付事業 農地の集積・集約化に取り組む地域への支援 【人手・機械等のリソース不足を補うためのサービス事業体の活用への支援】 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業 農業支援サービス事業体の育成・活動の促進や事業環境の整備等を支援 【その他】 農山漁村振興交付金のうち最適土地利用総合対策 地域における土地利用構想の作成から実現までの取組を総合的に支援

37 農地利用効率化等支援交付金

【令和7年度予算概算要求額 2,700（1,086）百万円】

<対策のポイント>

地域計画の早期実現に向けて、地域の中核となる担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援するとともに、農地引受力の向上や後継者の育成等の地域サポート活動に取り組む場合の支援を充実します。

<事業目標>

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

<事業の内容>	<事業イメージ>
1. 地域農業構造転換支援タイプ 完成度の高い地域計画の早期実現を後押しするため、地域サポート活動を担う地域の中核となる者に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援します。 【補助率：1/2（上限1,500万円）】	令和6年度末までに地域計画が策定され、地域の将来を支える担い手や、地域が抱える課題が明確化
2. 融資主体支援タイプ 地域計画の目標地図に位置付けられた者が、融資を受けて、経営改善の取組に必要な農業用機械・施設を導入する場合に支援します。 また、スマート農業、集約型農業経営、農業生産のグリーン化の取組について、優先枠を設けて支援します。 【補助率：3/10（上限300万円等）】	○ 完成度の高い地域計画が策定された地域において、地域農業構造転換支援タイプにより、担い手の農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入を支援し、地域計画を早期に実現 ○ 地域農業構造転換支援タイプにおいては、 ① 地域計画に掲げられた農地の目標集積率が高い（8割以上等）地域であり、かつ ② 農地の集約率の増加・地域計画実現に向けた手法の妥当性等、都道府県の実情も踏まえ、必要性が特に認められる地域を対象とし、 ○ 地域の農地の引受けや農作業受託の中核となる、後継者や新規就農者の育成を行う等、自らの農業経営にとどまらず地域計画の実現に貢献し、地域を支えるための地域サポート活動を行う担い手を支援します。
※ 助成対象者の経営改善の取組の実績及び目標、地域における農地集積の実績等に関するポイントにより採択。なお、1の地域農業構造転換支援タイプについては、地域としての取組を重点的に評価。	
<事業の流れ> 国 → 都道府県 → 市町村 → 農業者等 交付（定額） 1/2以内、3/10以内 1/2以内、3/10以内	地域農業の維持・発展 （この他、一定の条件を有する地域において、共同利用機械・施設の導入を支援する事業を実施） 【お問い合わせ先】 経営局経営政策課担い手総合対策室（03-6744-2148）

＜対策のポイント＞

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併による、大規模・広域展開での効率的な生産・販売体制の確立等に向けた取組を支援します。

＜事業目標＞

地域計画が策定された地域における担い手が利用する農地面積の割合の増加

＜事業の内容＞

1. 集落営農連携等強化促進事業 **500（250）百万円**

地域計画に位置付けられている集落営農の連携・合併に向けた収益力強化等を目指すためのビジョンづくり及びその実現に向けた具体的な取組を総合的に支援します。
（支援期間：最長3年、優先枠（完成度の高い地域計画の策定地域）、上限10百万円、連携・合併により新たに引き受ける農地面積に応じて補助上限を引上げ）

① **ビジョンづくりへの支援**
連携・合併による集落営農の目指す農業の姿や具体的な戦略の検討など、集落ビジョンの策定に向けた取組を支援します。【定額】

② **具体的な取組の実行への支援**
ア 連携・合併や集落営農の新設に向けた、コーディネーター等応援人材の活用等に必要な経費【定額】
イ 収益力向上の柱となる経営部門の確立等のため、高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに取り組む経費【定額】
ウ 取組の中核となる人材を確保するため、候補となる若者等を雇用する経費（賃金等）【定額（100万円上限/年）、最長3年間】
エ 信用力向上等に向けた組織の法人化に必要な経費【定額（25万円）】
オ 効率的な生産のための共同利用機械等の導入経費【1/2以内】

③ **関係機関によるサポートの取組を支援**
集落営農の取組を都道府県（普及組織）やJA、市町村等の地域の関係機関が集中的にサポートするために必要な経費を支援します。【定額】

2. 地域営農持続可能性調査事業 **50（－）百万円**

高齢化・人手不足の中、地域の集落営農等との連携や農作業の委託により地域農業を維持する取組について実態把握を行います。

＜事業の流れ＞

国

交付（定額）
委託

都道府県

1/2以内

市町村

1/2以内

集落営農（1の事業）

民間団体等（2の事業）

＜事業イメージ＞

集落営農の経営基盤強化が課題

収益性の向上
地域農業の維持

A集落営農組織
B集落営農組織
C集落営農法人
D集落営農法人

課題を乗り越えるための新たな取組（例）

ビジョン	具体的な取組
組織新設や組織間連携による、地域農業や経営健全性の維持	コーディネーター等応援人材の活用、経理の明確化に必要なITツール導入
収益力強化の柱となる経営部門の確立	高収益作物の試験栽培、加工品の試作、販路開拓などに係る経費
具体的な取組の中核となる人材の確保	新たな農業人材の雇用に係る賃金・社会保険料など
信用力の向上、就労環境の整備など経営発展を支える組織体制の強化	法人化に係る定款作成・登記等の経費
効率的な生産体制の確立	大型の共同利用機械等の導入経費

39 農業経営・就農支援体制整備推進事業

【令和7年度予算概算要求額 920（534）百万円】

<対策のポイント>

都道府県が農業経営・就農支援センターとしての機能を担う体制を整備し、就農等に関する相談対応、希望に応じた市町村等関係機関への紹介・調整、農業経営の改善、法人化や円滑な継承等に必要な助言・指導などを行う取組を支援します。

<事業目標>

支援実施から5年後における農業者の経営戦略目標を達成した経営体数の増加（支援経営体数の8割）

<事業の内容>

1. 農業経営・就農サポート推進事業

500（414）百万円

都道府県が就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターを整備し、就農等の相談対応、就農候補市町村等との調整、農業経営の改善、法人化や農業経営の円滑な継承等の課題を有する農業者の掘り起こし及び課題解決のための専門家によるアドバイス等を行う取組を支援します。
2. 経営発展・就農促進委託事業

390（90）百万円

農業者の経営管理能力の向上に資する、農業経営人材を育成する研修プログラム等の研究・開発、円滑な第三者継承に必要なガイドライン作成と民間団体等の連携による支援体制構築のためのモデル調査、キャリアプラン等の整備に有用なスキル標準の研究・開発等を行います。
3. 優良経営体表彰等事業

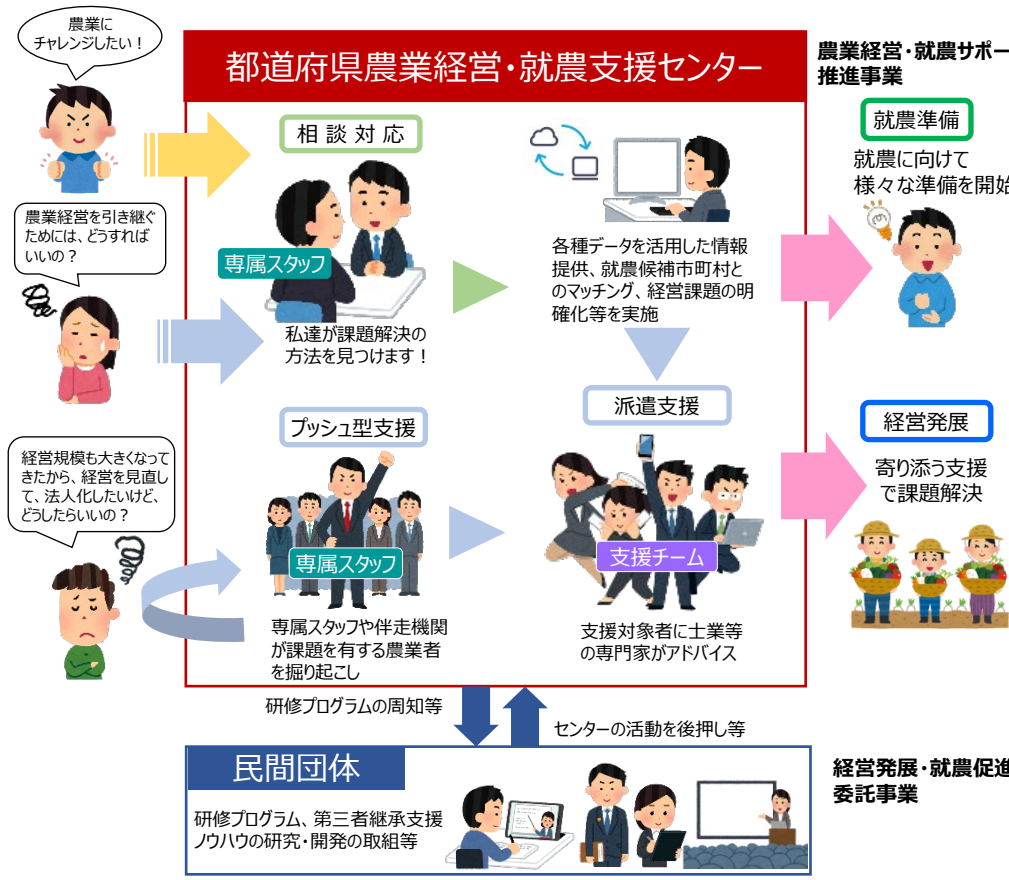
30（30）百万円

全国の優れた農業経営体の表彰及び「全国農業担い手サミット」の開催を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>



【お問い合わせ先】 経営局経営政策課（03-3502-6441）

40 農地の集積・集約の取組の加速化

【令和7年度予算概算要求額 28,454（17,210）百万円】

＜対策のポイント＞

地域計画の実現に向けて、農地中間管理機構（農地バンク）を活用した農地の集約化等の加速化、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動を支援します。

＜政策目標＞

全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

＜事業の全体像＞

農業委員会等

所有者不明農地等総合対策

所有者不明農地の発生防止及びその活用を促進するための支援

機構集積支援事業

農業委員会等が農地法等に基づく業務を効果的・効率的に遂行できるようにするための支援

農地利用最適化交付金

農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動を支援

- 農業委員会交付金
- 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金
- 農地調整費交付金

農地中間管理機構

農地中間管理機構事業

農地バンクによる農地の集約化等に係る事業運営等に要する経費や農地バンク等が行う遊休農地解消のための簡易な整備を行うために必要な取組等を支援

機構集積協力金交付事業

地域のまとまった農地の農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域を支援

関連対策

- 農業競争力強化基盤整備事業＜公共＞
- 農地耕作条件改善事業
- 農地利用効率化等支援交付金
- 持続的生産強化対策事業

〔うち、果樹の生産増大への転換、茶・薬用作物等支援対策〕

農地中間管理機構を中心とする関係者の連携で
農地の集積・集約化を加速化

地域計画の実現に向け、農地バンクを活用

現状

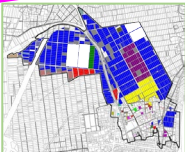


地域内の分散・
錯綜した農地利用

～R7.3

地域計画策定

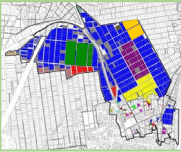
将来の農地の
受け皿・課題が判明



R7.4～

地域計画実現

地域内外を問わず
受け皿を育成・確保



40ー1 農地の集積・集約の取組の加速化のうち
農地中間管理機構を活用した農地の集約化の推進

【令和7年度予算概算要求額 15,474（4,613）百万円】

<対策のポイント>
地域計画（目標地図）の実現に向け、農業経営の規模拡大や農業生産基盤である農地を確保するため、農地中間管理機構（農地バンク）による貸借及び農作業受委託を進めることで、**農地バンクを活用した農地の集約化の取組**を支援します。

<政策目標>
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 農地中間管理機構事業 5,474（4,013）百万円
農地バンクの事業（農地賃料、保全管理費等）及びきめ細やかな現場活動を行う農地相談員等による事業推進に係る経費を支援します。また、農地バンク等が行う遊休農地の解消の取組を支援します。さらに、農地バンクの農地買入や貸付農地の未収賃料への一時的な立替等に対する**利子助成**を行います。

2. 機構集積協力金交付事業 10,000（600）百万円
地域のまとまった農地（地域計画において受け手が位置付けられていない農地も含む。）の**農地バンクへの貸借・農作業受委託により、農地の集積・集約化に取り組む地域**に対し、**協力金を交付**します。

<事業の流れ>

<事業イメージ>

農地バンクによる農地の集積・集約化（イメージ）
地域計画（目標地図）に基づく農地の集積・集約化

- 市町村が、10年後の目指すべき農地利用の姿を目標地図として明確化
- 農地バンクの農地相談員による地域外の受け手候補の掘り起こし等を実施
- 農地バンクが、地域計画の実現に向けて、農用地利用集積等促進計画を定め、目標地図に位置付けられた者に農地の集約化等を実施

<中間保有の強化>

- 農地バンク等が目標地図において受け手が位置付けられていない遊休農地を解消し、担い手等に転貸する取組を支援
- 農地バンクが新規就農者向けに農地を積極的に活用する取組を支援

<農地集積・集約化の加速>

- 地域計画（目標地図）に基づき、
 - ① 農地バンクへまとまった農地を貸付け・農作業委託する地域を支援【2.8万円～3.4万円/10a】（地域集積協力金）
 - ② 農地バンクからの転貸・農作業受託を通じた集約化の取組を支援【1.0万円～3.0万円/10a】（集約化奨励金）
- ※ 受け手が位置付けられていない農地の場合、交付単価は0.5万円～1.5万円/10a

40-2 農地の集積・集約の取組の加速化のうち
農業委員会による農地利用の最適化の推進

【令和7年度予算概算要求額 12,979（12,597）百万円】

<対策のポイント>
地域が目指すべき農地の将来像である地域計画（目標地図）の実現に向けた、農業委員・農地利用最適化推進委員による農地利用の最適化活動等の取組に必要な経費を支援します。

<政策目標>
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

1. 農業委員会交付金 4,718（4,718）百万円
農地法等に基づく業務を行うための農業委員会の職員の設置、農業委員等の手当に必要な基礎的経費を交付します。

2. 機構集積支援事業 3,052（2,748）百万円
遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査や所有者不明農地に係る公示制度に必要な取組等を通じた体制強化、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。

3. 農地利用最適化交付金 4,300（4,560）百万円
農地利用最適化推進委員等による農業委員会の農地利用の最適化活動に要する経費を支援します。

4. 都道府県農業委員会ネットワーク機構負担金 523（523）百万円
都道府県農業委員会ネットワーク機構（都道府県農業会議）が行う農地法に規定された業務に要する経費を支援します。

5. 農地調整費交付金 47（47）百万円
農地の利用関係の調整等に要する都道府県等の経費を交付します。

6. 所有者不明農地等総合対策 339（-）百万円
都市在住の不在村地主や相続人にアプローチし、相続登記の申請促進や不在村地主等から相談のあった所有者不明農地等を確実に受け手に繋げる取組、農地の受け皿となる担い手を確保する取組を支援します。

<事業イメージ>

農業委員会

○ 農地法等に基づく業務（農地の権利移動に係る許可等）
○ 農地利用の最適化のための活動（農地集積・集約化、遊休農地解消等）

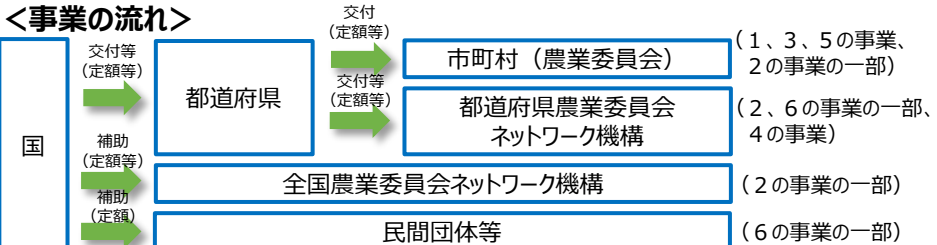
【T農業委員会の活動事例】
・農業委員会が、管内の全ての農地所有者を対象に今後の経営意向や後継者の有無、農地一筆ごとの状況及び今後の利用意向等について意向調査を実施。
・調査結果を地図化の上、地域の話合いで関係者に共有し、農地バンクも活用したマッチングにつなげている。（担い手への集積率：65.0%（令和5年度））
※都道府県農業会議等が農業委員会の業務をサポート



農業委員会による地域計画の実現に向けた取組の推進

【農地利用最適化交付金】
・農業委員会が行う農地利用の最適化活動（農地の集積・集約化、遊休農地の解消等）に係る活動量や成果に応じて交付（委員報酬に限らず農業委員会の最適化業務に対して交付することも可能）

【機構集積支援事業】
・農業委員会が行う農地の利用調整、各種調査、農地台帳の整備等の活動を支援
・都市在住の不在村地主等が相続した農地も含め所有者不明農地等を確実に受け手に繋げる取組を支援



【お問い合わせ先】（1、3、4の事業 経営局農地政策課（03-3591-1389）
（2、6の事業 農地政策課（03-6744-2152）
（5の事業 農地政策課（03-6744-2153）

<対策のポイント>
農業者の大量リタイアや相続登記の申請義務化を契機として、都市在住の不在村地主等と現場の農業委員会等を結びつけることなどにより、所有者不明農地の発生防止やその活用を促進する取組を支援します。

<政策目標>
全農地面積に占める担い手が利用する面積の割合の増加（8割）

<事業の内容>

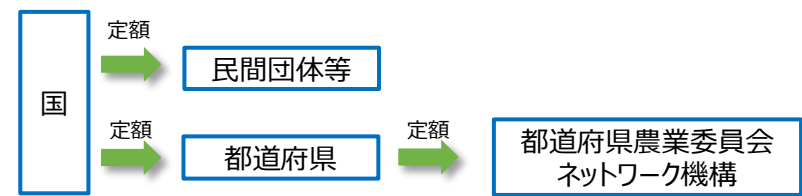
所有者不明農地等総合対策 339（－）百万円

都市在住の不在村地主や相続人にアプローチし、相続登記の申請促進や不在村地主等から相談のあった所有者不明農地等を確実に受け手に繋げる取組、農地の受け皿となる担い手を確保する取組を支援します。

（関連事業）機構集積支援事業 3,052（2,748）百万円の内数

遊休農地の所有者等の利用意向調査、所有者不明農地の権利関係調査や所有者不明農地に係る公示制度に必要な取組、農地情報や農地の出し手・受け手の意向等を管理するデータベースの運用等を支援します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

